

山梨県とENEOS グローブエナジー株式会社との
家庭の省エネルギー対策に関する連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と ENEOS グローブエナジー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、山梨県内における家庭の省エネルギー対策に関する取組を推進することにより、エネルギーの地産地消の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 「家庭エコ診断」の実施に関すること
- (2) 省エネルギー機器の情報提供に関すること
- (3) 省エネルギー手法の情報提供に関すること
- (3) その他、家庭の省エネルギー対策に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施により知り得た個人情報を厳正に管理するとともに、当該事業における個人情報の使用目的以外の目的に使用しないものとする。この協定の終了後又は解約後においても、同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
ENEOS グローブエナジー株式会社
代表取締役